

## ○ 学校法人二松学舎ハラスメント防止規程

(平成27年12月22日制定)

(趣 旨)

**第1条** この規程は、学校法人二松学舎（以下「法人」という。）が設置する全ての学校に在籍する教員・職員（非常勤の教職員を含む。以下「教職員」という。）及び学生・生徒について、日本国憲法に則り、個人の尊厳を尊重し、人権が尊重され、かつ快適な環境下で就労、修学、教育・研究する機会と権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止及び啓発を図り、併せてハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

**第2条** この規程に定めるハラスメントとは、次の各号に掲げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、その他のハラスメント及びハラスメントに起因した二次ハラスメントをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員及び学生・生徒が他の教職員及び学生・生徒を不快にさせる性的な言動を行い、これにより教職員の就労上及び学生・生徒の修学上の環境が害されること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において指導的立場にある者が、指導を受ける者に対し、客観的に見て正当性のない差別的言動を行い、自由な修学活動、研究活動及び職務遂行活動を妨げること。

(3) パワー・ハラスメント

教職員が他の教職員に対して、職務上の地位、権限や人間関係など、職場内等での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、損害や不利益を与え、又は職場環境に著しい悪影響を及ぼすこと。

(4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

教職員が他の教職員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度等の利用について不適切で不当な言動を行い、教職員の就業環境を害すること。

(5) その他のハラスメント

年齢、身体的特性、家族関係、出身地、国籍、民族、人種、信条その他の個人的属性等に関し、相手の意に反して行われる発言や行動により、相手に不利益や損害を与え、又は個人の人権を侵害すること。

(法人の責務)

**第3条** 法人は、ハラスメント防止のためのガイドライ

ンを定め、教職員、学生、生徒に対し啓発指導を行うほか、ハラスメントによる問題が生じた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(役職者及び指導者の責務)

**第4条** 教職員及び学生・生徒を監督・指導する立場にある者は、次の各号の事項によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の業務を通じた指導等により、ハラスメントに関し教職員及び学生・生徒の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 教職員及び学生・生徒の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントに起因する問題が生じることがないように、平等かつ十分な配慮をすること。

(3) ハラスメント防止体制及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置方法等について、教職員に周知徹底を図ること。

(教職員及び学生・生徒の責務)

**第5条** 教職員及び学生・生徒は、この規程に従いハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(研修等)

**第6条** 学長及び附属の学校長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施するものとする。

2 学長及び附属の学校長は、新たに教職員等となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに管理職の立場になった教職員に対し、ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 法人は、各学校長等が前2項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適切と認められるハラスメントの防止のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情への対応)

**第7条** 学長及び附属の学校長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員及び学生・生徒からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける教職員（以下「相談員」という。）を配置する等、必要な体制を整備しなければならない。また、学長及び附属の学校長は、苦情相談を受ける体制を教職員及び学生・生徒に対して明示するものとする。

2 教職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、法

人に対しても苦情相談を行うことができる。この場合、法人は、苦情相談を行った教職員から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該教職員に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

(規程の改廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

この規程の制定により、「学校法人二松学舎セキュアール・ハラスメント防止規程」は廃止する。

#### 附 則 (2020年11月17日)

この規程は、2020年11月17日から施行する。